

いちき串木野市指定給水装置工事事業者

指定の申請に必要な書類

個人	法人	必要書類	備考
○	○	指定給水装置工事事業者指定申請書 (様式第1号)	表面と裏面があります。 <u>両面とも記入してください。</u> (両面印刷)
○	○	機械器具調書(別表)	記載した機械器具の写真を添付してください。
○	○	誓約書(様式第2号)	
○	—	住民票	<u>発行日から3か月以内の原本</u> を添付してください。
—	○	定款の写し	<u>直近のもの</u> を添付してください。 ※定款の記載内容が履歴事項全部証明書と異なる場合は、登記変更時に作成した議事録等の添付が必要です。
—	○	登記事項証明書	<u>発行日から3ヶ月以内の原本</u> を添付してください。 ※登記事項証明書は、履歴事項全部証明書を添付してください。
○	○	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (様式第6号)	
○	○	選任される主任技術者の 免状 又は 技術者証の写し	

◎ 申請手数料・・・10,000円(申請時にお支払いください。)

◎ 申請から指定日までの期間は、2週間程度です。

◎ 申請場所：〒899-2192

いちき串木野市湊町1丁目1番地

いちき串木野市役所 上下水道課

電話：0996-21-5155

【指定の基準】

1. 『指定給水装置工事事業者指定申請書』（様式第1号）関係

- 給水装置工事の事業を行う事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

2. 『機械器具調書』（別表）関係

- 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
 - ・ 管の切断器具・・・金切りのこ等
 - ・ 管の加工用具・・・やすり、パイプねじ切り器等
 - ・ 管の接合用具・・・トーチランプ、パイプレンチ等
 - ・ 水圧テストポンプ

3. 『誓約書』（様式第2号）関係

- 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ・ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・ いちき串木野市指定給水装置工事事業者規程の第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ・ 給水装置工事に関し、不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ・ 法人であって、上記のいずれかに該当する者があるもの